

〔通所介護・第一号通所事業〕重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	ケアセンターきらら通所介護事業所
所在地	〒010-1106 秋田県秋田市太平山谷字中山谷 317-1
介護保険事業所番号	0570110924
管理者名	高橋 吉信
連絡先	TEL 018-889-7272 ・ FAX 018-889-7273
通常の事業の実施地域	秋田市・大仙市・潟上市
ホームページ	http://www.kirara-tp.co.jp/

2. 事業所の職員体制等

職名	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者	介護福祉士 社会福祉主事任用	1名(兼務)		管理業務全般
生活相談員	介護福祉士 社会福祉主事任用	2名以上 (1名兼務)		利用者相談業務
機能訓練指導員	作業療法士	1名以上		機能訓練
看護職員	正看護師		1名以上	健康管理・看護業務
	准看護師	1名以上		
介護職員	介護福祉士 2級ホームヘルパー等	6名以上	4名以上	介護業務・機能訓練

3. 営業日及び営業時間等

- 1) 営業日 毎週日曜日から土曜日まで
- 2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分
- 3) サービス提供時間 午前9時20分から午後4時30分
(但し、サービス時間の延長も相談に応じます) 午後6時30分まで

4. 事業所の設備概要等

定員	40名	医務室	1室
食堂 機能訓練室	1室 125.77㎡	静養室	1室
		相談室	1室
浴室	2浴室 (大浴場)(特浴室)	娯楽ルーム	〔食堂・機能訓練室に併設〕

5. サービス内容

ご利用者の身体状況や日常生活における状況を考慮し、ご利用者及びご家族の要望にできる限り沿い、通所介護または第一号通所事業計画を作成します。計画を説明し、同意のもと、介護保険法令ならびに計画に沿い、サービスを提供します。

1) 食事の提供

栄養士がカロリー計算した、バランスの良い食事をご提供します。

ご利用前に嚥下状態やアレルギーなどの禁食、制限、指示の確認、ご要望を伺い、普通食、一口大、刻み、極刻み、ミキサー、ソフト食、トロミ等の食事を提供します。

提供開始時間は昼食は12:00となります。

提供時間の変更も可能ですが、衛生面の観点から上記の提供後2時間までとさせていただきます。

2) 入浴

ご利用者の状態や疾病に合わせ、また本人の希望も考慮し一般浴槽、または特殊浴槽がご利用できます。入浴が困難な場合は、清拭対応を行います。

3) 日常生活における介護

通所介護または第一号通所事業計画に沿って下記の介護を提供いたします。

- ① 食事の準備、後始末及び食事摂取の介助
- ② 入浴時の衣類の着脱、洗身及び洗髪介助
- ③ 排泄に関するトイレ誘導、おむつ交換等の介助
- ④ その他体位変換、施設内の移動介助等

4) 機能訓練

ご利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を実施します。

(リハビリ体操、日常動作訓練、歩行訓練等)

5) 生活相談

生活相談員が、サービス内容や生活全般に関するご本人・ご家族のご相談をうけたまわります。

6) 健康管理

看護職員がご利用者様の主治医あるいは施設の協力医療機関と連携を取りながら健康管理を行います。

*法令に基づいた範囲内で介護職員が服薬介助を行う場合があります。

7) 栄養管理・食事相談

療養食等ご希望に応じてご提供します。

8) レクリエーション

体を動かすアクティビティ・ゲーム、あたまの体操(くもん学習療法)などご利用者様が楽しめるレクリエーションを企画しております。

9) その他日常生活に必要なサービス全般

寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

10) 送迎

ご利用者の心身の状態やご家族のご希望や状況に合わせて施設の車両にて送迎を致します。

6. 利用料金

(1) 基本料金(1日あたり)

介護保険法令に則り、法定代理受領サービスを提供し、基本利用料を算定します。

なお、ご利用者の負担利用料は、介護保険負担割合証にて通知され、1割~3割となります。

【通所介護費<7時間以上 8時間未満> 1割~3割負担】

要介護度	利用料金 (全額自己負担)	介護保険適応時の 負担金(1割)	介護保険適応時の 負担金(2割)	介護保険適応時の 負担金(3割)
要介護1	6580円	658円	1316円	1974円
要介護2	7770円	777円	1554円	2331円
要介護3	9000円	900円	1800円	2700円
要介護4	10230円	1023円	2046円	3069円
要介護5	11480円	1148円	2296円	3444円

【基準に適合していない場合の減算】

業務継続計画未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 ※2025年3月31日までの間、減算を適用しない。
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算
利用者の数が利用定員を超える場合	所定単位数の70%を算定
介護・看護職員の員数が基準に満たない場合	所定単位数の70%を算定
事業所が送迎を行わない場合	所定単位数から片道につき47単位を減算

(2) 加算料金 (1日あたり)

加算	要件	全額自己負担	介護保険適応時の負担金(1割)	介護保険適応時の負担金(2割)	介護保険適応時の負担金(3割)
入浴介助加算Ⅰ	入浴介助を適切に行う事ができる人員及び設備を有し入浴介助を行う	400円/回	40円/回	80円/回	120円/回
個別機能訓練加算Ⅰイ	ニーズ把握・情報収集、計画作成、訓練の対象者、機能訓練指導員の配置、機能訓練項目、訓練の実施者、進捗状況の評価を適切に実施	560円/回	56円/回	112円/回	168円/回
中重度者ケア体制加算	基準に規定する員数に加え、介護又は看護職員を常勤換算法で2以上の確保、前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者総数のうち、要介護3・4・5の者の占める割合が100分の30以上である、時間帯を通じて、専ら提供に当たる看護職員を1名以上配置	450円/回	45円/回	90円/回	135円/回
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	以下のいずれかに該当すること。 ・介護福祉士40%以上 ・勤続7年以上の者30%以上	60円/回	6円/回	12円/回	18円/回
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを実施。	利用料の総額×9.0%	左記の1割の額	左記の2割の額	左記の3割の額

(3) 基本料金 [第一号通所事業]

【第一号通所事業費 1割~3割負担】

1ヶ月あたり上限利用料金 ※原則回数払い(1回あたり) 区分上限を超えた際は月額が適用

要介護度	1ヶ月あたり上限利用料金(全額自己負担)	介護保険適応時の負担金(1割)	介護保険適応時の負担金(2割)	介護保険適応時の負担金(3割)
事業対象者	要支援相当	要支援相当	要支援相当	要支援相当
要支援1	17980円	1798円	3596円	5394円
要支援2	36210円	3621円	7242円	10863円

要介護度	回数払い利用料金(全額自己負担)	介護保険適応時の負担金(1割)	介護保険適応時の負担金(2割)	介護保険適応時の負担金(3割)
事業対象者	要支援相当	要支援相当	要支援相当	要支援相当
要支援1 月4回まで	4360円	436円	872円	1308円
要支援2 月8回まで	4470円	447円	894円	1341円

(4) 加算料金（1 ヶ月あたり）〔第一号通所事業〕

加算	要件	全額自己負担	介護保険適応時の負担金（1割）	介護保険適応時の負担金（2割）	介護保険適応時の負担金（3割）
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	以下のいずれかに該当すること。 ・介護福祉士 40%以上 ・勤続 7 年以上の者 30%以上	事業対象者 要支援 1 240 円 要支援 2 480 円	事業対象者 要支援 1 24 円 要支援 2 48 円	事業対象者 要支援 1 48 円 要支援 2 96 円	事業対象者 要支援 1 72 円 要支援 2 144 円
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを実施。	利用料の総額 ×9.0%	左記の 1 割の額	左記の 2 割の額	左記の 3 割の額

(5) 食事代（税込）

食事代	昼食・おやつ	685 円 /1 日
行事食にかかる特別材料費(食費とは別)	月 1 回程度の行事食の材料費 300 円/回	年 2 回程度の特別行事食の材料費等 600 円/回

(6) キャンセル料

通所直前にお客様のご都合でサービス利用を中止する場合は、下記のキャンセル料が必要となります。

① 所日の前日午後 5 時までに、ご連絡をいただいた場合	無料
② 所日の前日午後 5 時までに、ご連絡がなかった場合	1 日の利用料の 10%

(7) 支払方法

基本的には当該月末日締めにて請求書を作成してお渡しいたします。（事務処理の都合上、請求書は締め日翌月中旬の発送となります。）ご都合により現金支払または銀行振込等の方法を選択していただきます。お支払期限は請求書発効日から 2 週間以内となります。尚、銀行振込等の場合はご入金を確認された時点で領収書を発行いたします。また、暫定プランでサービスをご利用の場合は介護度が確定した後に対象期間分を請求させていただきます。

なお、事業者は、法令に則り、介護給付費等を保険者である市町村へ代理請求し、市町村から介護給付等の支払いに関する受領書等を受けたときは、本来の受領者であるご利用者に対して代理受領した金額等を書面により通知します。

7. サービスの利用方法

(1) ご利用申込み

まずは、お電話でお申込みください。

ご利用日等が決定後、サービス利用契約を締結いたします。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に担当介護支援専門員にご相談ください。

(2) ご契約の終了

①ご利用者の都合でサービス利用契約を終了する場合

文書でのお申し出により、いつでも契約を解除することが出来ます。

②自動終了

以下の場合、双方の通知が無くても自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合
- ・介護保険給付でサービスを受けられているご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・日常生活支援総合事業における、要介護状態区分等が事業対象者の判断が非該当となった場合

③ その他終了

ご利用者（ご家族）が、サービス利用料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金の支払のお願い通知をしたにも関わらず、その通知後10日以内に支払が無い場合または支払の意思表示が無い場合や、ご利用者およびそのご家族等に契約の継続が難しい程の背信行為があった場合、または、事業所の止むを得ない事情（事業所の閉鎖および縮小等）により入所受入が不可能となった場合（この場合は契約開始の30日前までに文書で通知します）は、契約は終了となり、予約も無効となります。

8. サービス提供開始予定日

契約ならびに重要事項説明書等の説明を受け、ご利用者およびご家族が同意し、通所介護または第一号通所事業計画を作成後にサービス提供開始となります。

サービス提供開始予定日は、令和 年 月 日です。

9. 事業所のサービスの特徴

（1）運営の方針

通所介護の提供に当たっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

【株式会社きららホールディングス 介護理念】

共通理念1. 愛和の精神で、職員同士が互いに思いやり、常に笑顔で笑い声溢れる環境を創ります。

共通理念2. “世界一”の介護の質・介護施設を目指し日々考え行動し地域の創生に貢献します。

3. 愛和の精神で、常に利用者様に尊敬の念を持って接します。

4. 愛和の精神で、利用者様の心と身体ケアに努めます。

5. 愛和の精神で、利用者様のありとあらゆる可能性を引き出し、自立支援と老化防止に励みます。

（2）サービス利用の留意点〔事業所〕

事 項	有 無	備 考
従事者の研修	有	資質の向上のために、毎月1回実施しております。
サービスマニュアルの作成	有	各必要項目毎に具体的なマニュアルを作成しております。
男性介護職員の有無	有	入浴・排せつ等の介助の場合等、ご利用者の希望により配慮します。
事業計画及び財務内容閲覧	有	当社が定める時間・場所で閲覧ができます。

（3）サービス利用の留意点〔ご利用者〕

事 項	内 容
飲酒	基本的に持ち込みは禁止しております。
喫煙	敷地内禁煙のため、喫煙を禁止しております。
携帯電話等の持ち込み	持ち込みは可。使用の際は、他のご利用者にご迷惑のない範囲でご使用ください。 (Wi-Fiはございません)
設備、器機の利用	所定の方法に従ってご利用いただけます。
金銭、貴重品の管理	基本的には持ち込み禁止です。止むを得ない場合は事務室金庫でお預かりします。
所持品の持ち込み	日用品は可能です。
医療機関の受診	緊急時（体調不良時）はサービスを中止して受診可能です。
特定の宗教、政治活動	共同生活の場として、活動を制限および自粛していただきます。
迷惑行為の禁止	職員、他利用者への迷惑行為は厳禁です。
ペット（動物等）	原則として、ペットの持ち込みはお断りいたします。

10. 緊急時の対応

ご利用者の身体状況の変化等緊急事態が発生した場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族および担当介護支援専門員に速やかに連絡をいたします。

11. 非常災害対策・事故発生時の対応

非常災害（火災、地震等・その他）が発生した場合は、ご利用者の安全な避難等、適切な措置を講じます。尚、防災設備・防災責任者・総合避難訓練等は法令に従い、設置および実施いたします。

又、別途定めるBCP（事業継続計画）により、大規模な災害や感染症が発生した場合でも、出来る限り事業が継続できる様に尽力します。

事業所がご利用者に対して行うサービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族およびご利用者の保険者である市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事業所がご利用者に対して行ったサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行います。

12. 感染症・食中毒の予防について

当事業所は、別途定める「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」に基づき、感染症や食中毒の予防と蔓延の防止に努めます。万が一、クラスターが発生した場合でも、別途定めるBCP（事業継続計画）により本事業が継続できるように尽力します。

13. 秘密保持・個人情報保護

事業所および従事者は正当な理由無く、その業務上で知り得たご利用者およびそのご家族の秘密（個人情報）は、決して外部に漏らすことはいたしません。（法令を遵守します）また、この秘密保持を行う義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

また、サービスを円滑に提供するため、サービス担当者会議等において、関係機関等と情報を共有する目的で個人に関する情報が必要となる場合があります。事業所は、あらかじめご利用者から文書で同意を得ない限り、ご利用者およびご家族の個人情報を他の機関等へ提供しません。

尚、お客様向け発行紙やブログ等に写真を掲載させていただくことがあります。掲載を拒否される方は事前にお知らせ下さい。

14. 緊急やむを得ない場合の身体拘束の手続きについて

当事業所では、原則として身体拘束は行いません。但し、生命・身体保護の目的で、緊急やむを得ない場合「身体拘束適正化のための指針」に沿った手順で行います。

- ① 虐待拘束廃止委員会による検討
- ② ご家族等への説明・同意
- ③ 拘束の有効性の再検討
- ④ 経過記録の保管

15. 相談・苦情対応窓口および手順

【事業所の窓口】 相談・苦情受付窓口 管理者：高橋 吉信	〒010-1106 秋田市太平山谷字中山谷 317-1 TEL：018-889-7272 FAX：018-889-7273
【事業所の総合窓口】 相談・苦情解決窓口 施設長：高橋 吉信	
【公的機関の窓口】 秋田県国民健康保険連合会	〒010-0951 秋田市山王 4-2-3 秋田県市町村会館4階 TEL：018-883-1550 FAX：018-883-1551
【市町村の窓口】 ご利用者の居宅（住民票の住所）がある市町村の介護保険担当窓口	

苦情や相談があった場合は、ご利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、ご利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。また、相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じ、関係者へ連絡調整を行うとともに、ご利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

16. 虐待防止

【事業所の窓口】 相談・虐待受付窓口 管理者：高橋 吉信	〒010-1106 秋田市太平山谷字中山谷 317-1
【事業所の総合窓口】 相談・虐待対応窓口 施設長：高橋 吉信	TEL：018-889-7272 FAX：018-889-7273
【市町村の窓口】秋田市役所、ご利用者の所在地の市町村 〒010-8560 秋田市山王1-1-1 TEL：018-888-5672 FAX：018-888-5673	

事業者は、ご利用者等の人權の擁護・虐待の防止等のために、成年後見制度の利用支援や前項に定める苦情解決体制の整備および虐待防止に対する対応等、必要な措置を講じます。

また、虐待に関する相談等があった場合は、ご利用者の状況を詳細に把握するため訪問を実施し、厚生労働省令に則り、チェックリストを実施し、必要に応じて公的機関と連携を取り、虐待の防止及び善処に努めます。虐待が日常的に行われていることが確認できた場合、法令に則り速やかに市町村へ通報します。

17. 当社の概要

法人の名称	株式会社きららホールディングス
代表者の職・氏名	代表取締役 鈴木 嘉彦
本社の所在地	秋田県秋田市大町2丁目5番1号
定款の事業目的に定める事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 不動産の売買、賃貸、仲介及び土地造成業 2 解体業及び産業廃棄物処理業 3 土石類の採取、加工及び販売 4 漁業、農業、林業、酪農全般及びこれに関する加工品の生産、販売 5 要介護者、病人及び身体障害者に対する入浴・食事・その他の日常生活における介護サービスに関する業務 6 心身の障害及び高齢により日常生活を営むことに支障が有る人に対する日常生活の介護、介助、健康管理を含む生活支援サービス業務 7 各資格取得、育成のための研修及び養成に関する事業、社外における講義・講演・研修・講座等の企画、運営、実施並びに看護スタッフ・介護スタッフの教育業務 8 介護保険法に基づく居宅サービス・地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス・介護予防支援・第1号訪問事業・第1号通所事業・第1号生活支援事業・第1号介護予防支援事業および介護保険外事業における一切の業務 9 サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム事業 10 教育基本法及び児童福祉法に基づく認定こども園、保育所・学童保育運営事業・保育サービス 11 医療福祉用電動ベッド、車いす並びに肌着、ねまき、おむつ等の介護用品の販売、賃貸 12 介護用品及び介護機器の販売 13 OA機器及び周辺機器及びコンピュータソフトウェア・システムの企画・開発・製造・賃貸・販売・保守事業 14 情報通信機器及び周辺機器の販売・賃貸、保守事業 15 インターネットのショッピングモール、オークションサイトの運営及び各種情報提供事業 16 マッサージ施術所並びに訪問マッサージ事業

	<p>17 職業紹介事業 18 労働者派遣事業 19 建築工事、土木工事、電気工事、その他建設工事全般に関する企画、設計、監理、販売、施工、請負、保守事業 20 運輸、運送業 21 興業企画、運営 22 輸出入業 23 出版・広告業及び広告代理業 24 県産品の加工、販売業 25 飲食業及び食品宅配事業 26 旅行業 27 動物取扱業 28 美術品購入、販売・賃貸業 29 復興支援事業 30 関係法令に定める資格取得、更新のための講義、講座、通信教育等の実施及び教材・図書販売に関する事業 31 古物商 32 理美容業 33 小売業及び移動販売業 34 損害保険の代理業 35 生命保険募集に関する業務 36 発電および売電事業一般 37 一般医薬品販売業 38 前各号に付帯する一切の事業</p>
事業所	<p>ケアセンターきらら 〒010-1106 秋田市太平山谷字中山谷 317-1 （通所介護事業所・短期入所生活介護事業所）</p> <p>きららアーバンパレス 〒010-0921 秋田市大町二丁目 5-1 （サービス付き高齢者向け住宅・短期入所生活介護事業所・訪問介護事業所・通所介護事業所・保育園事業所・学童クラブ・） 〒010-0932 秋田市川元開和町 1-35 東和ビル2階 居宅介護支援事業所</p>